

三五九

○桑原最高裁判所長官代理者 ただい

ま御指摘のごさいました屋久島、種子島について支部を設置してもらいたいという陳情は、最高裁判所といたしますしても受けております。何分支部の設

置につきましては、裁判官の人員がかなり窮屈な状況もございます。その他いろいろな制約もございます。今ここで直ちにその両島について支那を置くか置かないかという結論を申し上げる段階ではないのでございますが、なお

よく検討して態度を決定したいと思つておる次第でございます。ただ屋久島につきましては、支部の問題は別といたしまして、ここに家庭裁判所の出張

所を置くべきでないかというような方向で、ただいま検討をいたしておる次第でございます。

○河本委員長 お諮りいたします。
 本案に対する質疑はこれにて終局いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○河本委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

○河本委員長 これより討論に入る順序であります、別に討論の申し出もありませんので、これより直ちに採決いたします。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河本委員長　起立総員。よつて本案

○河本委員長 商法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。上村千一郎君。

○上村委員 今回の商法の改正は、株式会社等の計算の内容に関する改正と、株式会社等の事務の簡素化に関する改正を目的としておられるようでございます。きわめて専門家あるいは学界その他の御意見などを参酌されまして、なお会計の方の理論もしくは実際を加味されまして適切な改正がなされてお

ございます。それに一律に、要するにこの会計の理論並びに実態面におきましますところの諸要請を満たしていくというところが現実において妥当するかどうかという問題は、きわめて重要な問題であらうと思ふのであります。そういう意味から一つ、各論についてお尋ねをいたす前にお尋ねをしておきたい点があるわけです。

まず第一に、合名会社、合資会社、有限会社、株式会社というのは、現行商法におきまして認められておる会社の種類でございます。この割合というものは全国にどういう割合になって、大体どのくらいの数を持っておるのだろうか。

は「商法改正に関する資料②統計」と題しました「昭和三十七年二月 法務省民事局」という表紙のつけております資料の二十一ページに資料を差し上げてございます。合名会社がこの統計によりますと約一万、それから合資会社が四万二千、株式会社が二十五万五千、有限会社が十六万九千、約十七万でございます。全部合わせまして四十七万七千六百六十三という数字が、これはちよつと統計が古うございますが、昭和三十四年一月三十一日現在の調査でこういうことになっております。

そして資本の額別に見ますと、これは非常に異常な現象かと思われるのでございますが、二十万円未満の

して差し上げてごさいませんが、これもちよつと統計が古うございますが、昭和三十六年の初めに作成しましたもので、昭和三十四年一月から十二月までの株式会社設立数を調査いたしました資料がございます。これによりますと、これは株式会社だけでございまして、昭和三十四年一月から十二月までの間に二万九千五百五十四社設立がなされております。もつとも合併だとか組織変更なんかにによる設立の件数も含まれておりますので、こういうものを除きました実際の増加した数は、三十四年一月から十二月までの間に二万八千十社の設立登記がなされております。ほかの合名会社、合資会社、有

会社には適切な面が非常に多い。けれども、中小企業というものにつきましても、その実態から即しまして、これを厳正に適用していくという場合におきましては、要するに違反した場合に過料処分にしなければならぬという問題が生じてくる。そういう場合において、少なくとも日本の株式会社の実態というものに即して見るならば、ここに少なくともその実態に即するよう何らかの配慮というものがなされてしかるべきかというふうに思われるわけでございますが、改正案作成の段階におきまして、かかるものが考慮されたかどうかということについてお尋ねをしておきたい、こう思います。

られるというふうに思うわけでござい
ますが、しかし、この点につきましては、
きわめて重要な諸問題を含んでおりま
すので、二、三各論に入る前に一つお尋
ねをいたしておきたいと思えます。と
申しますのは、元来、この株式会社の計
算の内容に関する諸規定というものにつ
きましては、資本充実の原則とか、あ
るいは取引の安全もしくは第三者の保
護というような諸般の問題から、その
計算内容につきましてはきわめて正確
なものを要求すると同時に、企業の発
展という見地からいたしまして、これ
またこれが正確を要求をいたしてお
るわけであります。さればこそ、これ
に関連いたしまして、商法は、これに
違反をいたす場合におきましては、過
料の制裁を特定なものに対して課して
おる、こういうような実情になってお
る。しかしながら、株式会社の実態と
いうものは、現在の日本におきまして
は、資本的に規模におきまして、また
業種におきましてきわめて多種多様で

第二点としまして、株式会社について、資本金別の実態はどんなふうになっておるだらうか。要するにマンモス会社と称せられますところの株式形式の企業形態もございますし、またきわめて資本金の小さなものが、あるいは世間でよく言われておりますところの同族、あるいは個人とほとんど変わらないような株式会社も存在しております。こういふような意味におきまして、その資本金額の最低と最高の別、またどのくらいのクラスの会社が最も多いのであろうか、こういうことをお尋ねしておきたいと思ひます。

第三点としまして、株式会社の増減の状況でございます。最近の一年におきますところの株式会社の設立数、それから合併、解散あるいは清算終了などによりまして減少しました数というよりなものとつきまして、あらかじめお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

○平賀政府委員　ただいまお尋ねの点

会社がかなりあるのでございます。
最低というところで申しまして、合
名会社が二千、合資会社が五千、株
式会社が八千、有限会社が一万一千、
合計二万七千五百八十の会社が二十
万円未満の会社なのでございます。そ
れから大きいところは、五十億円以上
というところで数字が出てございま
すが、これは株式会社でございま
すが、五十七社あるという統計になつて
おります。数字の上から申しますと、
一番多いのは、資本金一千万円未満の
会社がほとんど大多数を占めておるわ
けでございます。合名会社につきまし
ては一万、合資会社が四万、株式会
社が二十四万、有限会社が十六万八千、
全部で四十六万四千で、全会社の九
七・三％というような数字になってお
ります。非常に小さい規模の会社が多
いということが言えるのではないかと
思われるのでございます。

それから最近の会社の設立状況でござ
います。これはお手元に資料と

限会社につきましては、ただいま設立
数を調査した資料を持ち合わせており
ません。株式会社だけについて申し上げ
ますと、そういう状況になっており
ます。

○上村委員　ただいまの御説明でも明
白なように、実はわが国の株式会社の
企業規模もしくは資本金額などの実態
から申しますと、九七・三%というも
の、それが一千万以下の資本金であ
る。世界的な規模におきましては、き
わめて諸外国、特に西独など比べて
みまして、有限会社組織でやって適切
なものを株式会社組織で大体やってお
るというようないま世になっておる。そ
れで本改正案は、近代的な大企業とし
ての株式会社、少なくとも資本金一億
円以上の、証券取引法で公認会計士の
会計監査を必要とするものを対象とし
て勘案されたものではないかと思われ
る。改正点が多いと思うのであります。
証券取引法で公認会計士の会計監
査を必要とすると思われる規模の株式

○平賀政府委員　ただいまの点は、法制審議会におきまして、商法の株式会社の計算関係の規定の改正を審議いたしました際におきましても問題になったところでございます。まず大企業の株式会社、真に株式会社らしい会社と、そうでない中小企業の株式会社とを区別して考えるべきではないかという議論が当初あったのでございます。そこで法制審議会におきましては、この計算規定の改正を審議するにあたりましては、真に株式会社らしい株式会社、大企業の株式会社というものを念頭に置きまして、計算規定の改正を検討いたしましたわけでございます。そして最後になって一応計算規定の改正の要綱案がまとまった晩において、はたしてこれは中企業あるいは小企業にも適用可能かどうかということを検討した上で、もし中小規模の株式会社に適用するのが不適當であるという規定があるならば、そのときに二つのものを区別して考えようじゃないかとい

うことで審議が始まったわけでございます。そういうわけで、あくまで大企業の株式会社というものを念頭に置きまして審議がされたのでございまして、いよいよ最後の段階になりまして、改正の要綱案というものがまとまりました。昨におきまして、当初の計画に従いまして再検討いたしました。これを中小規模の株式会社に適用して、はたしていかどうかという点の検討がされたわけでございます。その結果は、どうも今度の改正規定のいずれを適用いたしてみても、中小企業に適用したのでは不都合であるという点がない。中小企業にもやはり同じ原則でいっていいのではないかと、そういう結論になりました。大企業と中小企業を区別するという点にはならなかったわけでございます。ただ一つ問題になりましたのは、現行法の二百八十三条におきまして、計算書類が株主総会において承認を受けた後、遅滞なく貸借対照表を日刊新聞紙または官報に公告するということになっておるのでございまして、関係者の範囲も非常に狭い中小規模の株式会社について、一律にこの貸借対照表の公告を強制することが、はたして妥当であるかどうか、この公告がされませんと、これは先ほどお話しのように過料の制裁があるわけでございますが、これを強行することがはたして適切であるかどうか。この点は非常に問題になりました。法制審議会が決定されました改正要綱の答申におきましては、実はこの点の改正が含まれておつたのでございまして、と申しますのは、株式会社について貸借対照表と損益計算書を登記所に提出させて、登記所でこれを

公示する。そういう制度をとって、官報または日刊新聞紙にこれを公告するというのは、取引の範囲が非常に広い、利害関係人の範囲が非常に広いといふところに大企業の株式会社、十億円とかあるいは二十億円という、資本の額が相当大きい会社だけに限定してこの公告の制度を存置したかどうかという意見も、そういう答申の線が出たのでございまして。ところが、遺憾ながら、この点は登記所の方におきまして、貸借対照表と損益計算書を公示することになりまして、予算の措置が必要でありまして、その点がうまくいきませんでした関係で、今回は改正案の中に繰り込むことを見合わせざるを得ないような状況になりました。二百八十三条は、この貸借対照表の公告ということは、現行規定のままに今回はしたのでございまして、将来におきましては、少なくともこの点は大規模の株式会社と中小規模の株式会社とにつきまして区別を設けるべきではなからうかというふうに考えておる次第でございます。

○上村委員 次に、現行商法は明治三十二年に施行されて以来数回の改正があつたわけですが、終戦後におきまして英米法系の規定が非常に多く含まれたわけですから、しかし、なお大陸法的な考え方が基本をなしていると思われぬのであります。でございまして、現在の企業会計は大英米流のやり方をとつておりまして、そしてここに法律と実務においていろいろギャップが生じておるといふような事実が考えられるのであります。今回政府において、実業界の要望に応じて、会計学者とか法律家、実務家等の意見を調整しまして、企業会計原則あるいは財務諸表規則、株式会社の計算規定を同一のルールに乗せたわけでありまして、この御努力に對しましては深く敬意を表さなければならぬわけですが、しかし、なお、税法等との調整というよりなものは完全についておるのかどうか、この点につきまして少しく御意見を承りたい、こう思います。

○平賀政府委員 私どももいたしましては、商法が特に計算関係につきましては会社法に重大な影響がありと認められますので、法制審議会におきましても、審議会の審議には大蔵省から係官に参加をしていただきまして、税法の関係も十分に考慮に入れて検討いたしましたのでございまして。本来から申しますと、この会社法の規定と税法とは完全に一致するというのが理想であらうかと思つてございまして、企業の当事者にとりましてそれが便宜であるわけでございます。ただ、この会社法におきまして、この計算規定というものは、株主、債権者、一般の投資家、それからその企業自体、こういう私人間の利害の調整ということが目的であるのに対して、税法の方におきましては、租税負担の公平であるとか、その他政策的な目的によりまして必ずしもこの会社法の原則通りにはいかぬ場合が出て参りまして、細部の点におきましては食い違ひが生じることもやむを得ない点が本来あるわけでございます。しかしながら、この商法が改正されました以上は、税法におきましても、やはり再検討せられるべきものであらうというふうに考えております。また本法の施行期日は来年の四月一日ということになっておりますが、

附則の規定によりまして、實際この新しい規定が会社に適用されますのはさらに先のこととなりますので、それまでにおきまして、税法の方におきましても十分検討がされるべきものと承知いたしておる次第でございます。

○上村委員 少し本案の個々の条文につきましてお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

本案の主要な改正点は、株式会社の保有する資産の評価に關して第二百八十五条ノ二から第二百八十五条ノ七までの新設規定をもつて、流動資産、固定資産、金銭債権、社債、株式、のれん等について、それぞれの性格に応じた評価方法を規定したことであると申すのでございまして。この点につきましては妥当な改正であらうかと考へるわけでありまして。

ここで少しくお尋ねをいたしておきたいのは、第二百八十八条ノ二の第三号を削除されておる。この第二百八十八条ノ二の第三号は「一營業年度ニ於ケル財産ノ評価益ヨリ其ノ評価損ヲ控除シタル額」、こういうわけですが、それは資本準備金として積み立てることを要すということになっておつたわけですが、これが削除されたということになります。従来は資本準備金に繰り入れられた資産の評価益を一切認めないという点になります。この場合、企業の業種によりましては、資産運用の道を封じられるというようなことがありはしないだろうか、こういうような点について御意見を承りたいと思ひわけです。ことに固定資産について、資産再評価法による再評価益というものはどういうふうにお取り扱ひになられ

じ性質のものでございます。そういうことで会社に留保されるということになるわけでございます。そういう特別の場合にはそういう特別の措置によって処理するわけでございます。今度の改正規定のもとにおきましては、そういう特殊の事情のない一般の場合の規定として置かれておるわけでございます。従いまして、やはり原則は原価による。固定資産であります。取得価額あるいは製作価額をものとしまして、一定の方法による減価償却を行なっていくという原則を貫くべきものだろうと考へた次第でございます。

○上村委員 次に、三百八十五条ノ二でございますが、これは流動資産の評価に關する規定でございます。この流動資産は、商品、原材料等のたなほり資産をさすものであらうと考へられますが、その評価について、原価主義であつて、かつ時価以下主義をとつておるものと理解される。そこで、この「時価」という問題が重要な問題になつておりますが、一体この「時価」といふのは売却価額を見ておるのか、あるいは再取得価額を見ておるのか、それはどういふふうにお考へになつておられるか、お尋ねしておきたい。

○平賀政府委員 この「時価」とは何ぞやという点につきましては、現行法におきましては、その解釈は実は分かれています。この「時価」といふのは、やはりその流動資産、たなほり資産の種類ごとに考へるべきではなからうか。たとえば商品であるとか製品であるとかいうことになりまして、これはやはり売却価額というものを考へるべきではなからうか。ところが、原材料などになりますと、これは売却価額というのでは不適当で、再取得価額と考へるべきではなからうかというふうに私も考へておる次第でございます。

○上村委員 二百八十五条ノ二の中に「著しく低キトキ」とか、「回復スルト認メラルル場合」とかいう字句が使つてあるわけですね。この「著しく低キトキ」といふのは一体どういふ具體的な場合をさすのか、あるいは「回復スルト認メラルル場合」といふのはどういふ場合をさすのか、簡単に申すんですが、お答を願ひたい。

○平賀政府委員 「著しく低キトキ」と申しますのは、抽象的に申しますと、たなほり資産の通常の値幅よりもさらに低いというほどの意味でございます。これは常識的に判断するほかないのじゃないかと考へます。それから回復するのと認められるかどうかという点も、そのたなほり資産が、通常の企業の経営の過程におきまして、それが処分される予定の時期までに回復するかどうかということでありまして、これも健全な常識によつて判断をしていくということにならざるを得ないかと思ふのでございます。

○上村委員 次に、二百八十五条ノ三でございますが、固定資産の評価に關する規定です。機械の据付費用は一体固定資産の取得価額に入るのかどうか、その点はどうですか。

○平賀政府委員 お説の通り、据付費用も固定資産の取得価額の中に入ると考へます。

○上村委員 同じ条文の中に「相當ノ償却」といふ言葉を使つておりますが、これは會計法とか税法等の慣行にまかしておいていいのかどうか、この点をお尋ねしておきます。

○平賀政府委員 その点は、商法におきましては特別に具體的な規定を置いておりませんので、現在慣行としておいては、定率法とか定額法とかいふような方法がとられておりますが、會計のそういう慣行によつて行なわれるという趣旨でございます。

○上村委員 最近非常に問題になつておる点として、海運業者、海運企業、これは資本の構成上固定資産の占める比重が非常に大きい。しかも、今日の經濟情勢からして、この海運企業について相當の償却を義務づけるということとは、企業の存続にも重大な影響を及ぼすものだと考へられるが、この点について何らかの考へが払われているのかどうか、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○平賀政府委員 私ども立案の段階におきましては、海運業の問題は取り上げたのでございますが、何分商法は、海運業のみならず、すべての企業にわたる一般法であります関係で、この商法自体において海運業はどういふふうな特別の規定を設けるといふようなことは適當でございませんで、この点は運輸省とも十分協議をいたしたのでございます。もし海運業におきまして、この商法的一般原則を適用することがどうしても無理である、しかも海運業の日本の国あるいは世界において占める重要性に應じまして何らかの政策的な考へをしなければならぬといふようなことでありますならば、これは運輸省の方におきまして、この法律が実際に適用になりますまで

に何らかの対策を講じたいということ、運輸省とは話し合いがついたような次第でございます。この商法としましては、ごらんの通り、海運業がどうであるといふようなことは考へないとしていないわけでございます。

○上村委員 二百八十五条ノ三の二項に「固定資産ニ付テ減価スルコト能ハザル減損ガ生ジタルトキハ相當ノ減額ヲ為スコト」を義務づけております。最近よく行なわれている新發明により優秀な機械が他に出現したという場合、従来あつた同種の機械にとつて、本条二項の相當の減額をしなければならぬのかどうか、この点について何つておきたい。

○平賀政府委員 ただいま仰せの通りでございます。新しい機械を採用した、従来の機械を取りはずしたというふうな場合には、本条第二項に入るわけ、そういうふうな機械的な減損も入るという趣旨に解しております。

○上村委員 二百八十五条ノ四。これは金銭債權の評価の規定ですが、本条第一項の「相當ノ理由アルトキ」といふのはどういふ場合をさすのかお伺ひしたい。

○平賀政府委員 「相當ノ理由アルトキ」と申しますのは、無利息の金銭債權であるとか、あるいは寄付金債權などのように、債權金額から利息等を減額して評価する、そういうことが適當であるわけでございますが、その場合の利息相當額を減額するという趣旨でございます。

○上村委員 同条第二項「金銭債權ニ付テ取立不能ノ虞アルトキハ取立ツルコト能ハザル見込額ヲ控除スルコトヲ要ス」といふ規定ですが、これは取り立

て不能のおそれがあるという債權について取り立てることのできない見込額を減額しなければならぬこととして、個々の金銭債權について、取り立て不能額を見積もるということは非常に困難であるといふふうに思われるのでございます。この点についてどういふふうなお考へを持っておりますか。

○平賀政府委員 仰せの通りでございます。金銭債權全般につきまして、売却債權は売却債權、貸金債權は貸金債權、そういうふうに分類してよいのであります。従来の実績並びに現在及び将来における景氣の見通しと言ひますか、そういうふうなものを勘案しまして、そういうグループごとに何％というふうな計上することは差しつかえないのでございます。

○上村委員 次に、二百八十五条ノ六の三項に「資産状態ガ著シク悪化シタルトキ」といふふうに書いてあります。これが具體的にはどういふふうな理解をしていいか、お尋ねしておきたいと思ひます。

○平賀政府委員 これは当該の株式を取得した当時の発行会社の資産状態と、その株式の価額を評価いたしました際の資産状態を比較しまして、異常な資産の減少があつた場合という趣旨でございます。ただ、その発行会社のある期の決算で若干の欠損が出たというだけで著しく悪化したといふふうにはならぬ趣旨でございます。

○上村委員 二百八十五条ノ七、これはのれんに関する評価の規定ですが、こののれんといふことは、従来いろいろとこれが概念の決定につきましては意見が多いところでございますが、この

法案作成過程におきまして、のれんの概念はどういうふうに通一されておったか、お尋ねしておきたいと思ひます。

○平賀政府委員 のれんという言葉は、従来慣行的には使われておりましたが、必ずしも正確な概念ではないかと思ひます。これは英米法で言われておりますいわゆるグッドウィルそのものでございまして、まあ説明いたしますと、企業の取引関係、仕入れ先関係、金融関係などの事実関係である、それが財産的な価値を持つてゐるのだ、そういうものをのれんというのだという説明がされておるわけですが、ここに言うのれんも、やはり従来言われておりましたという意味のグッドウィル、そういう事実関係をさした趣旨でございまして。

○上村委員 そうすると、商号権や商標権との関係はどういうふうになるか。

○平賀政府委員 商号権は、これは本条ののれんに入るわけでありまして、商標権は、のれんには入らないけれども、これは他の工業所有権と同じように一つの無体財産権であるというふうにかえらるるようには理解いたしております。

○上村委員 有償で創設したのれんというふうな場合は、一体これは一切認めないのかどうか、お尋ねしておきたい。

○平賀政府委員 自家創設の場合を認めますと、のれんの評価というものは非常に恣意的になりまして、これはやはり不当な経理が行なわれる原因をなす危険がございまして、自家創設の場合は、これは認めないということにいたしましたのでございまして。

○上村委員 次に、現行商法は創業費、新株発行費用あるいは建設利息、社債の差額というふうな四種のもので繰り延べ資産として認めておるわけですが、今回さらに開業準備費あるいは社債発行費用あるいは新製品、技術の研究、新経営の組織の採用、資源の開発、市場の開拓のために特別に支出した金額を繰り延べ資産に認めておる。かかることは、現在の貿易の自由化の問題、あるいは輸出振興の問題などに関連いたしまして実情にきわめて沿つた適切な処置であらうというふうな思われるわけですが、ここでお尋ねしておきたいのは、二百八十六条ノ三の「特別ニ支出シタル金額」というものは一体どういうものか、具体的に説明をしていただきたいと思ひます。

○平賀政府委員 この「特別ニ支出シタル金額」と申しますのは、経常費として支出した金額を除く趣旨でございまして、たとえば製品または技術の研究にいたしまして、常時新しい製品を作るために研究しておる、そのために若干の経費を出しておるというふうな場合は入らないわけですが、何か特別に、経常費以外に特別に支出した金額があればという、そういう趣旨なのでございまして。

○上村委員 販路の拡張のための広告宣伝費というふうなものは、これは繰り延べ勘定に入るのかどうかお尋ねしておきたい。

○平賀政府委員 これは改正法二百八十六条ノ三の第四号の市場の開拓のために支出した経費ということに当たると考えます。

○上村委員 二百八十七条ノ二の引当

金の規定に関連してお尋ねしておきたいと思ひますが、修繕引当金とか価格変動準備金というふうなもの、これは本条の引当金に入るのか入らないのかお尋ねしておきたい。

○平賀政府委員 従来の例を見ますと、お尋ねのような修繕引当金あるいは価格変動準備金というものが負債の項目に計上されておりますから、そういうものがございまして二百八十七条ノ二にいう引当金に当たると考えております。

○上村委員 最後にお尋ねをしておきたいと思ひますが、この手続規定の簡素化を目的とした改正点ですが、取締役等の登記について、代表取締役以外の平取締役などは氏名のみとして、住所の登記をせずしておるというふうな理解をするのですが、その点についてお尋ねをしておきたいと思ひます。

○平賀政府委員 現在登記の実際を見ますと、登記簿の抄本の交付請求あるいは資格証明の請求があるわけですが、それはほとんど全部パーセント代表取締役だけについてでありまして、平取締役あるいは監査役については抄本の請求があるとか、あるいは資格証明の請求があるというところは絶無と申してもいいような実情であります。それを平取締役、監査役を登記することとは実益があまり考えられないのでございまして。ところが、この平取締役、監査役の登記が実は非常に煩瑣なのでございまして、しつこく異動を繰り返して、これは登記所に与ります非常に大きな事務負担になります。のみならず、会社にとりまして変動がありまして場合に登記をしなければならぬ。うっかりして期間を経過すると

過料に処せられるというふうなことで、会社側に与ります非常に大きな負担になるわけですが、しかし、この平取締役、監査役の登記を全部廃止するといふのもいささか行き過ぎではないかというふうな意見が法制審議会でもございまして、せめて氏名だけにいたしまして、住所の登記はやめる、それだけでも負担の軽減になるのではないかと、もつぱら氏名だけを登記すればよいということにいたしましたのでございまして。

○上村委員 以上をもつて私の質問は終わりたいと思ひます。

○坪野委員 関連して一点だけお尋ねしておきたいと思ひます。社債等の評価の規定でございまして、二百八十五条ノ五に定められた、原則として取得価額によるのだ、ただし例外の場合に、社債の金額が取得価額と異なる場合には相当の増額または減額をすることができるとしたという「社債ノ金額」という言葉は、社債の時価という言葉と同じであるのかどうか、ちよつとその点を……

○平賀政府委員 社債の額の趣旨でございまして。現在百円の額面が多いので百円というところの趣旨でございまして。坪野委員 もう一点お尋ねしておきますが、現行のいわゆる時価以下主義から、今度はいわゆる原価主義の原則をとつて、例外的に取得価額よりも低い時価の場合に減額して計上する。こういう原則があるのかかわらず、社債の評価に限つて——株式の場合もその原則でいっておるようですが、社債の評価だけが相当の増額または減額をすることができるといふようにされた理由をこの説明で書いてございまして

ども、もう少し具体的に何とおきたいと思ひます。

○平賀政府委員 株式は御承知の通りには価額が変動なきものでございまして、社債はそうではないと思ひます。これは時価というものはかなり安定いたしておるわけではございまして。御承知の通り社債は、社債の額面よりも低い対価で社債を以前に取得しております。そのような場合には、償還期限が近づいて参りますと、普通だんだんこれは額面に近くなつて参るわけではございまして。これは株式のように変動するものではないと思ひます。実際価値が増加するわけではございまして、その場合は、その利息相当額をプラスいたしました。でも、決して会社の資産の健全さを害するといふようなお尋ねがございまして、関係で、社債につきましては、こういう額面より低い対価で買入れた場合には、利息相当額をプラスした額でやつてよろしい。また、金利の関係で社債を額面より高い価額で買った。そういう場合は、償還期が近づきますとやはり額面に近づいてくるわけ、この場合は金利分だけ時価が減つてくるわけではございまして。その場合には、取得価額から減額をしていくという余地を認めたのでございまして。これは要するに、社債と株式というものは非常に性質が違ふところから、こういうことへの取り扱いをいたした次第でございまして。

○河本委員長 この際お諮りいたします。本案に対する質疑はこれにて終局をいたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○河本委員長 御異議なしと認めます。よって、本案に対する質疑は終局いたしました。

○河本委員長 これより討論に入る順序であります。別に討論の申し出もありませんので、これより直ちに採決いたします。

商法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 起立総員。よって、本案は原案の通り可決されました。

○河本委員長 お諮りいたします。

ただいま可決されました三案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十三分散会

〔参照〕

平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律案（内閣提出第一一六号）（参議院送付）に関する報告書
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一一二号）（参議院送付）に関する報告書

商法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一五号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十七年三月二十日印刷

昭和三十七年三月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局